

岐阜市立且格小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定
 平成30年4月 改定
 平成30年5月 改定
 平成31年2月 改定
 令和 元年8月 改定
 令和 2年4月 改定
 令和 2年6月 改定
 令和 3年5月 改定
 令和 4年4月 改定
 令和 5年4月 改定

はじめに

ここに定める「且格小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法案」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

これを基に、且格小学校では、いじめを見逃さない日の全校放送やポスの設置、全校で行うよいこと見つけなど、いじめの問題について取り組んできた。このように、子どもの実態や発達段階に応じて、いじめの未然防止や組織での即時対応に取り組んでいく。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育活動全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等にあたる。

①「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個の指導にとどまらず、学校、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

「条例」「教育委員会の方針」を受け、「生命や人間の尊厳を保持する」ため、学校は、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校」をめざし児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもっていじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を行う。

①いじめの見落としをなくす

前述の「1－(2) いじめの基本認識」のもと、法が定義するいじめを積極的に認知し、いじめの見落としをなくす。いじめの中には、軽い言葉で相手を傷つけてしまったり、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったりするものもあるが、これらもいじめとして正しく認知するとともに推進会議にて情報共有する。

②自分がされて嫌なことを人に言ったりやったりしない

学級や学校生活において互いのよさを見付け、お互いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活することのできるよりよい人間関係の形成はいじめの未然防止となる。そこで、願う子どもの姿を「互いのよさや違いを認め、思いやりや優しさを言葉や行動で示すことができる子」とし、「自分がされて嫌なことを人に言ったりやったりしない」生き方について指導する。

③安全・安心で信頼される学校に向けた4つの約束

いじめの防止等には、教師と児童との間に信頼、尊敬、親愛など、温かい人間関係の形成が必要であるとの認識に立ち、児童をかけがえのない大切な一人ひとりとして、学校は次のことを約束する。

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| 1 どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。 |

(6) 保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

教師と児童、児童相互の間に信頼、尊敬、親愛、協力など、温かい人間関係が形成され

ていないところでは児童の学級への所属意識も薄くなり、いじめをはじめとする人間関係に関わる様々な問題が発生する。いじめの未然防止のために学校は、児童が学級や学校生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活できるよう学校の教育活動全体を通じて「よりよい人間関係の形成」に努める。

また、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、授業づくりや集団づくりを通して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設ける。

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）

- ・「学びに向かう力」を育むため、全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった」「できた」という達成感や充実感が味わえるよう、授業づくりをする。
- ・学級の集団づくりにおいて、児童一人一人のよさや可能性を生かすと同時に、他者の失敗や短所に寛容で、多様性を認め合う共感的な学級の雰囲気醸成する。
- ・互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わうことができるような集団づくりに努める。その中で「よさ見つけ活動」を位置付け、児童の自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・自分たちの生活をよりよいものにしていくために、主体性、自治力、自浄力を育てるための児童会活動の充実を図る。毎日のあいさつ活動や若鳥集会、キャンペーン活動（「あいさつ」、「ほかほか言葉」、「仲間のよさ見つけ」等）を行う。
- ・異年齢集団での活動（若竹活動）を通して、子どもの自主性、社会性、創造性を育てると共に学年を越えた温かい人間関係を醸成する。若竹グループでの活動は、上級生はリーダーとしての自覚や自分への自信を高め、下級生は上級生への親しみやあこがれ、尊敬の気持ちをもつ活動とする。
- ・いじめを見逃さない日などの常時活動や、いじめ防止強化週間での取組や児童会中心の活動など、いじめの関する活動の充実を図る。

（２）安心感を生み出す指導

- ・問題行動には、全職員が最前線に対応し、立ち向かう。
- ・全職員が、組織的対応を心がけ、「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」など、共通理解、共通行動に努める。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「４つの約束」・「いじめとは」）を行う。
- ・児童の行為等を認めたり、価値づけたりする場や時間を確保し、学級通信、朝の会・帰りの会を充実させ、望ましい人間関係を築く取組を行う。
- ・全職員が、様々な視点から認めたり価値づけたりして、児童の人権感覚を高めたり、価値観を築いたりして、望ましい人間関係を構築する。

（３）生命や人権を大切にする指導

- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さずに、互いを思いやる心をもって関わるができるための「認識力」「自己啓発力」「行動力」をはぐくむ人権教育を充実し、だれもが大切にされる学校づくりを目指す。
- ・教師の人権感覚を高めるための取組を行う。
- ・自殺予防について話したり、性に関する教育を行ったりすることで、生命の尊厳への理解を深める。
- ・いじめを見逃さない日やいじめ防止強化週間、いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組等の活動を行う。

（４）全ての教育活動を通した指導

- ・小集団学習の充実を図る
- ・日常生活の中で、係や委員会活動、清掃活動等児童が活躍できる場を設定する。
- ・学級通信やよいこと見つけ等で、児童の具体的な思いや姿を価値づけ、方向づける。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・学校職員や警察、専門家等の外部講師等による研修を行い、情報モラルについての取組を行う。
- ・高学年では授業参観時等で、児童・保護者・地域の方も参加した研修会を行う。
- ・情報モラル教育の推進による児童の意識の向上や、関係機関と連携したネットパトロールにより、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

３ いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを知っておくことが大切である。そのために常に危機意識をもち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

（１）いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめ発見対応演習やにこぽかポストの設置、ＳＯＳの出し方指導、情報提供アンケートの実施等を通して、傍観者にならないための対応を行う。
- ・仲間を守ることは自分を守ることにつながることを指導して、互いに仲間の変容に気づける目を養う。

（２）アンケート調査などの実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめアンケート（６，１１，２月）心の喜びアンケート（４，７，１２，３月）を行う。集計した結果をダブルチェックし「学校いじめ防止等対策推会議」で共通

理解し、対策を検討する。なお、いじめアンケートに関しては、保護者配信メールであらかじめ保護者に周知してもらい、回答しやすいように自宅で記入を行う。

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、日常的な声かけ、アンケート調査、日記の活用等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

(3) いじめの疑いがある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）を作成する。
- ・フロー図に従って、迅速かつ適切な情報共有を行い、学校いじめ防止基本方針に沿った迅速な対応をする。
- ・いじめ対策監による校内巡視や見守りを行う。

(4) 教育相談の充実

- ・5月、9月は、時間を確保してすべての児童に対して担任による教育相談を行う。実施後は、職員会等において全職員で情報を共有する。また、児童がどの職員に、いつでも相談できるようにする。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴、受容する姿勢を大切に進める。
- ・問題解決的な教育相談、全児童生徒を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える児童生徒児童生徒に働きかける予防的教育相談等、あらゆる機会を捉えた教育相談を積極的に行う。

(5) 教職員の研修の充実

- ・いじめ基本方針を十分理解し、ロールプレイングなどを取り入れた実践的な研修を行う。
- ・人権教育や道徳教育年間計画に基づく取組の確実な実施に加えて、「心の喜びアンケート」の結果等をもとに、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係が醸成された学級づくりができていくか見直ししながら取組を進める。また、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について学ぶなど、校内研修を充実させる。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ研修をする。
- ・事案があった時には、即学校組織で判断し、職員に情報共有するなど、組織的対応の徹底を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・PTA 総会や学級懇談会を通して、学校の方針や相談窓口を周知するとともに、児童の見守りや情報提供を依頼する。
- ・いじめの疑い段階での確実な連絡をし、事案発生時に関係する児童生徒の保護者へ確実に情報提供を行う。
- ・管理職による情報提供の履行の見届け、被害者側への寄り添いながら、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりをする。

(7) 関係諸機関との連携

- ・教育委員会へ直ちに報告をし、警察、子ども相談センター、エールぎふ、こども

サポート総合センター、スクールロイヤー等、関係機関との情報共有や指導の際の連携を図り、各種相談窓口の紹介を行う。

- ・学校運営協議会や地域との連携組織さらに、「境川校区児童生徒を育てる会」を活用し、地域と課題を共有して、解決のベースとする。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

(1) 学校いじめ防止等対策推進会議

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に対応するため、法の第22条及び条例第10条に基づき、「いじめ防止等対策推進会議」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、対策等を推進する。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

(2) 構成員

＜学校職員＞

校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭

＜学校職員以外＞

学校運営協議会委員（PTA 会長、連合自治会長、民生児童委員他関係者）

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては学級担任等関係の深い教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家を追加する。

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「且格小学校いじめ防止プログラム」

	主 な 取 組 内 容	
--	-------------	--

4 月	・職員研修会（全教職員の意志統一） ・ホームページによる「方針」の発信 ・PTA 総会で「方針」の説明 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →本年度の年間計画等の確認 ♥第1回「心の喜びアンケート」実施、教育相談の実施	「方針」の確認
5 月	・いじめを見逃さない日 ・いじめ事例検討会議 ・教育相談の実施（全児童対象）	
6 月	・いじめを見逃さない日 ・いじめ防止月強化週間の取組（6月26日～6月30日） →道徳、学級活動におけるいじめを題材にした授業の実施 ・児童保護者向け情報モラル学習 ●第1回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ■「情報提供アンケート（無記名）」の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け	
7 月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・学校いじめ防止等対策推進会議（外部：学校運営協議会） ♥第2回「心の喜びアンケート」実施、教育相談の実施 ・いじめについて考えるための集会	第1回 県いじめ調査 （報告）
8 月	・職員研修会（情報モラル・子どもの人権）	
9 月	・いじめを見逃さない日・教育相談の実施（全児童対象）	
10 月	・いじめを見逃さない日・いじめ事例検討会議 ・児童会によるいじめをなくそうキャンペーン	
11 月	・いじめを見逃さない日・いじめ防止月間の取組 →道徳、学級活動におけるいじめを題材にした授業の実施 ●第2回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ■「情報提供アンケート（無記名）」の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け	
12 月	・いじめを見逃さない日 ・いじめ防止等対策推進会議（外部：学校運営協議会） ・「ひびきあいの活動」の取組 →全校朝会と各学級における仲間との関わりに関するスキル学習 ・教職員による取組評価アンケートの実施	第2回 県いじめ調査 （報告）

	♥第3回「心の喜びアンケート」の実施、教育相談の実施	
1月	・いじめを見逃さない日・いじめ事例検討会議 ・いじめ防止等対策推進会議（校内） →本年度の「方針」の見直し	
2月	・いじめを見逃さない日 ●第3回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ■「情報提供アンケート（無記名）」の実施 ・いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け →来年度の基本方針について確認 ・いじめ防止等対策推進会議（外部：学校運営協議会） →今年度の取組を踏まえ、来年度の基本方針決定	
3月	・いじめを見逃さない日 ♥第4回「心の喜びアンケート」の実施、教育相談の実施	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 (文科)

年間を通して、ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用をする。

6 いじめの問題発生時の対応

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[組織対応]

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

[対応の重点]

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

＜大まかな対応手順＞
【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

重大事態とは法第28条第1項第1号及び第2号の場合をいう

（第1号） いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（第2号） いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

＜主な対応＞

- 岐阜市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、岐阜市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、岐阜市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜南警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など）

- ・ いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業する

までとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

9 その他

（1）学校基本方針の見直し

この方針については、日々変化する児童の実態や保護者・地域の思いを俊敏に捉え、常に実情に即した見直しを行う。

初期対応等の留意点

児童の聞き取りの際の留意点

【いじめを受けた児童】

- ① いじめでつらい思いをしている児童の気持ちを共感的に受け止める。
- ② いじめの事実を丁寧に聞き取る。
- ③ 「他に相談した人はいるか。」「保護者は知っているか。」「いじめた児童以外でこのことを知っている児童はいないか。」等も聞き取る。
- ④ 聞いた内容は保護者に伝えることを話す。
- ⑤ 「学校はあなたを最後まで守り抜くこと。」「いじめの解決に向けて全職員で取り組むこと。」を伝える。

【周りの児童】

- ① いじめについて知っていることを話してほしいと伝え、事実を正確に丁寧に聞き取る。
- ② 個別に聞き取ることが困難な場合は、用紙に書いてもらう。

【いじめた児童】

- ① 落ち着いた場所で個別に聞き取りを行う。
- ② 事実確認を正確かつ丁寧に行う。
- ③ いじめられた児童の話と事実が異なる場合は、特に留意して聞いたうえで、他の児童からの情報を踏まえ、再度聞き直す。(情報提供者の名前を出さない。)
- ④ いじめた相手に対して謝罪したいと申し出た場合、その気持ちを肯定的に受け止めるが、安易に子ども同士による謝罪の会を行うことはしない。謝罪の会は、いじめられた児童の気持ちやその保護者の気持ちを丁寧に確認してから行う。後日になっても構わない。

保護者に伝える際（家庭訪問等）の留意点

【いじめを受けた児童の保護者】

- ① いじめの情報提供や発見したその日のうちに事実を伝え、学校の対応方針を提案する。その際、いじめを受けた児童を全職員で守り抜くことを伝える。
- ② 必要な場合は、緊急避難として必要な最大限の体制を整えることを伝える。
- ③ 学校からは今後も継続して情報を提供することを伝える。
- ④ 家庭での児童の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも学校に伝えていただくようお願いする。
- ⑤ ケースによっては、スクールカウンセラーへの相談や警察などとの連携についても触れる。

【いじめた児童の保護者】

- ① その日のうちにいじめの事実を伝える。
- ② いじめは絶対に許されない行為であるという学校の姿勢を伝え、事の重大さを理解していただく。
- ③ 家庭でもいじめが絶対に許されない行為であることを指導していただくよう依頼する。
- ④ いじめた児童への謝罪を促す。ただし、謝罪の方法については、いじめを受けた児童やその保護者の意向を確認した上で行うことを伝える。

学級・学年・学校全体へ対応の留意点

- ① 必要な場合は、学級や学年または、全校児童を対象にアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係の把握を行う。
- ② いじめは絶対に許されない行為であることを訴える。
- ③ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを児童が自覚できるように訴える。

情報共有と今後の対応

各職員が対応した記録をまとめ、学校いじめ等防止対策推進会議で初期対応の情報を共有するとともに、今後の対応方針を決定する。

※謝罪をもっていじめの解消としない。(いじめ行為が止んでいる状態が3か月継続していること。かつ、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。)